

## 令和6年度 愛媛県「募集型企画旅行（個人型）」支援事業助成金交付要綱

### （目的）

第1条 一般社団法人愛媛県観光物産協会は、この要綱に定めるところにより、愛媛県への送客を目的とした「募集型企画旅行（個人型）」について、予算の範囲内でパンフレットの作成等経費の一部を助成することにより、愛媛県への旅行商品の造成を促進するとともに、旅行需要を持った人に愛媛に関する観光物産情報を認知してもらい、全国からの一層の観光誘客、本県のイメージアップ、観光産業の振興を図ることを目的とする。

### （助成事業者）

第2条 この助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行者とする。

### （助成内容）

第3条 助成内容は次のとおりとする。

印刷部数	限度額	助成対象経費
5千部以上1万部未満	20,000円／頁 (経費の2/3を上限とする)	愛媛県への送客を目的とし、愛媛県内での宿泊を伴う「募集型企画旅行（個人型）」パンフレット作成等経費（制作・印刷代）。  なお、愛媛県の観光情報に係る部分を対象とする。 ※パンフレットに関するご案内及び宿泊施設のご案内・カレンダー・料金の部分を除く  また、助成金の額は千円単位とする。
1万部以上2万部未満	30,000円／頁 (経費の2/3を上限とする)	
2万部以上4万部未満	50,000円／頁 (経費の2/3を上限とする)	
4万部以上6万部未満	100,000円／頁 (経費の2/3を上限とする)	
6万部以上8万部未満	150,000円／頁 (経費の2/3を上限とする)	
8万部以上	200,000円／頁 (経費の2/3を上限とする)	

2 一般社団法人愛媛県観光物産協会が実施する他の助成と重複して申請する場合は、助成金の合算額は経費の2/3以内とする。

### （助成の要件）

第4条 前条に規定する助成対象となるパンフレット作成等経費の助成要件は次のとおりとする。

- (1) 旅行商品の募集の為に印刷される12頁以上の冊子で4色刷り又はそれに準ずるものとする。
- (2) パンフレットの印刷・発行部数が5,000部以上であること。
- (3) 愛媛県内での宿泊を伴う、愛媛県外を出発地とするパンフレットであること。
- (4) 愛媛県のみを旅行先としたパンフレットに限らず、四国地区若しくは中国・四国地

区等を旅行先とした総合パンフレットも対象とする。

(5) 愛媛県の観光情報に係る部分が1頁以上あること。

※パンフレットに関するご案内及び宿泊施設の案内・カレンダー・料金部分を除く

(6) 販売店での掲出等により、広く一般配布するもの。

(助成の制限)

第5条 パンフレット作成等経費の助成については、1造成箇所（1つの旅行者に複数の造成箇所がある場合には造成事業所ごと）につき、第6条の申請期間各区分において、1回を原則とする。ただし、予算執行状況によってはこの限りではない。

(助成の申請期間等)

第6条 助成の申請期間等は次のとおりとする。

区分	申請期間	旅行商品設定期間
上期	令和6年4月8日から 令和6年8月31日まで	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで
下期	令和6年10月1日から 令和7年2月28日まで	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで

2 助成は、予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する）。

(助成金の交付申請)

第7条 助成を希望する旅行者は、助成金を受けようとするときは、愛媛県「募集型企画旅行（個人型）」支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて一般社団法人愛媛県観光物産協会代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 代表理事は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めた時は、必要な条件を付して、速やかに助成金の交付決定を行い、愛媛県「募集型企画旅行（個人型）」支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに通知するものとする。

(助成事業の変更承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ愛媛県「募集型企画旅行（個人型）」支援事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

2 代表理事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、愛媛県「募集型企画旅行（個人型）」支援事業変更（中止）承認書（様式4号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 助成事業者は、助成を決定した事業終了後 30 日以内に（下期においては、事業終了後 30 日以内又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに）、愛媛県「募集型企画旅行（個人型）」支援事業実績報告書（様式第 5 号）に関係書類を添えて、代表理事に提出しなければならない。

2 助成事業者は、助成対象となった旅行商品（パンフレット）の設定期間終了後 14 日以内に、設定期間における送客実績報告書（様式第 8 号）を提出するものとする。

(助成金の額の確定)

第 11 条 代表理事は、前条に規定する愛媛県「募集型企画旅行（個人型）」支援事業実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、愛媛県「募集型企画旅行（個人型）」支援事業助成金交付確定通知書（様式第 6 号）により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 12 条 前条の規定により、助成金額が確定した場合には、代表理事は、事前に提出のあった請求書（様式 5 号 別紙 1 - 3）の額に応じて、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の経理)

第 13 条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第 14 条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他代表理事が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 代表理事は、第 1 項の場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 3 日から適用する。